

ICT活用工事に関する特記仕様書

本工事は、受注者がICT活用工事（ICT土工）を希望した場合に、受注者の提案・協議により3次元データを活用するICT活用工事の対象とすることができる。

1. ICT活用工事

ICT活用工事とは、以下に示すICT土工における施工プロセスの各段階においてICTを全面的に活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

2. ICT活用工事の実施手続

ICT活用工事の実施にあたっては、受注者が希望した場合、協議書（工事打合簿等）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT活用工事を実施することができる。

3. ICT活用工事に関する経費

ICT活用工事に伴う経費については、設計変更の対象とし「和歌山県県土整備部におけるICT活用工事試行要領」（以下、要領という。）、「5－3工事費の積算」により積算し、必要な経費を計上する。

なお、監督員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

4. 工事成績評定について

ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」における【施工】「情報化施工技術（一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事（使用原則化工事を除く）」において評価するものとする。

5. ICT土工に関する基準について

ICT活用工事を実施した場合は、要領における「ICT土工に関する基準」（表－2）により行うものとする。